

# 議会運営委員会 協議事項 [令和6.6.3(月)午前10時]

## 1 本会議2日目から4日目までの運営について

(1) 議事日程・議事の順序について

## 2 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

## 3 意見書の調整について

(1) 「106万円の壁」等問題に鑑み第3号被保険者制度の廃止を求める意見書

(自由民主党浜松提出)

(2) 少額の減価償却資産の取扱いの簡素化を求める意見書

(自由民主党浜松提出)

(3) 災害時のドローン有効利用のための法整備を求める意見書

(市民クラブ提出)

(4) かかりつけ医の制度化を求める意見書

(市民クラブ提出)

(5) 「国の補充的指示権」を含む地方自治法改正について慎重な審議を求める意見書

(創造浜松提出)

(6) ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書

(公明党提出)

(7) 介護保険制度の抜本的改革を求める意見書

(日本共産党浜松市議団提出)

## 4 9月定例会の質問等について (議運のみ)

## 議 事 日 程 (第8号)

令和6年6月4日(火) 午前10時開議

第 1 会議録署名議員指名

第 2 代 表 質 問

## 議 事 の 順 序 (第2日)

令和6年6月4日(火) 午前10時開議

1 開 議 の 宣 告

2 会議録署名議員指名

3 代 表 質 問

4 散 会 の 宣 告

## 議 事 日 程 (第9号)

令和6年6月5日(水) 午前10時開議

第 1 会議録署名議員指名

第 2 一 般 質 問

## 議 事 の 順 序 (第3日)

令和6年6月5日(水) 午前10時開議

1 開 議 の 宣 告

2 会議録署名議員指名

3 一 般 質 問

4 散 会 の 宣 告

## 議 事 日 程 (第10号)

令和6年6月6日(木) 午前10時開議

第 1 会議録署名議員指名

第 2 一 般 質 問

## 議 事 の 順 序 (第4日)

令和6年6月6日(木) 午前10時開議

1 開 議 の 宣 告

2 会議録署名議員指名

3 一 般 質 問

4 休 会 の 決 定

5 散 会 の 宣 告



06 静後広事第 298 号  
令和 6 年 5 月 24 日

各市議会議長 様

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙  
選挙長 池田佳隆



静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について（通知）

日頃、後期高齢者医療制度の運営につきまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 4 月 30 日に告示しました静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について、候補者届出の受付（令和 6 年 5 月 17 日から 5 月 23 日まで）をしたところ、市議会議員区分から選出する議員の候補者の数が選挙すべき議員の数を超えました。

つきましては、貴市議会の直近の本会議において、投票による選挙を実施していただくようお願い申し上げます。

併せて、選挙結果を別添「静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果報告書（様式第 4 号）」により、報告していただくようお願い申し上げます。

【添付文書】

- ・候補者氏名表
- ・選挙実施に係る留意点
- ・選挙運動についての写し
- ・選挙議事次第書（参考）
- ・選挙結果報告書

静岡県後期高齢者医療広域連合事務局  
担当 総務室 中司・佐野・杉山  
〒420-0851 静岡市葵区黒金町 5 9 番地の 7  
ニッセイ静岡駅前ビル 3 階  
TEL 054-270-5520 FAX 054-272-3312

令和6年4月30日告示  
静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙（市議会議員区分）

候補者氏名表

(ふりがな) 候補者氏名	こいけ としあき
	小池 智明
公職等の種類	富士市議会議長
所属政党	無所属
(ふりがな) 候補者氏名	たかはし たつや
	高橋 達也
公職等の種類	沼津市議会議長
所属政党	無所属
(ふりがな) 候補者氏名	やまね はじめ
	山根 一
公職等の種類	藤枝市議会議長
所属政党	無所属
(ふりがな) 候補者氏名	さかい とよみ
	酒井 豊実
公職等の種類	浜松市議会議員
所属政党	日本共産党

「106万円の壁」等問題に鑑み第3号被保険者制度の廃止を求める意見書（案）

政府は、2023年10月よりいわゆる「106万円の壁」対策として年収が106万円を超えても手取り額が減少しないように「社会保険適用促進手当」を標準報酬算定除外とした。また「130万円の壁」対策として、一時的に年収が130万円を超えても事業主の証明発行により2年間は扶養内とすることとした。いずれも第3号被保険者の就業調整対策である。

第3号被保険者の分類は1986年施行の年金改正で作られた。それまでは専業主婦は国民年金に任意加入であったことから、第3号被保険者制度は国民「皆」年金を目指した国策であった。

現制度では、自営業世帯の夫婦それぞれが保険料（令和6年度：16980円/月）を納め、基礎年金（令和6年度（満額）：6万8000円/月）を受給する。第3号被保険者は同額を受給するが保険料負担はない。この仕組みは年金保険料納付者にとっては不公平であり、かつ年金の拠出原則に反している。また最近、国民年金保険料の納付を65歳まで延長し、支給額を100万円増やす案が浮上していると聞く。これを第3号被保険者に当てはめるとさらに不公平が生じることとなる。

1985年当時は専業主婦世帯が936万世帯であったが、2022年には430万世帯に半減し、共働き世帯は、718万世帯から1191万世帯に増えており、年金を受給できない専業主婦のための1986年の年金改正であったが、第3号被保険者は減少し続けている。

第3号被保険者は減少しているものの、2022年3月末時点で、第3号被保険者は推定763万人という。年額保険料20万3760円に763万人を乗ずれば最大で1兆5500億円余の財源が生まれる。社会保障において、1990年には国民5.8人の負担で一人の高齢者を支えたが、2025年には2人で一人を支えるといわれている。この負担感は少子高齢化、人口減少の一因でもある。

よって、国においては、就業調整対策が不要となり、女性の社会進出を促進することにもつながるため、第3号被保険者制度を廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

「106万円の壁」等問題に鑑み第3号被保険者制度の廃止を求める意見書（案）

政府は、2023年10月よりいわゆる「106万円の壁」対策として年収が106万円を超えても手取り額が減少しないように「社会保険適用促進手当」を標準報酬算定除外とした。また「130万円の壁」対策として、一時的に年収が130万円を超えても事業主の証明発行により2年間は扶養内とすることとした。いずれも第3号被保険者の就業調整対策である。

第3号被保険者の分類は1986年施行の年金改正で作られた。それまでは専業主婦は国民年金に任意加入であったことから、第3号被保険者制度は国民「皆」年金を目指した国策であった。

現制度では、自営業世帯の夫婦それぞれが保険料（令和6年度：16980円/月）を納め、基礎年金（令和6年度（満額）：6万8000円/月）を受給する。第3号被保険者は同額を受給するが保険料負担はない。この仕組みは年金保険料納付者にとっては不公平であり、かつ年金の拠出原則に反している。また最近、国民年金保険料の納付を65歳まで延長し、支給額を100万円増やす案が浮上していると聞く。これを第3号被保険者に当てはめるとさらに不公平が生じることとなる。

1985年当時は専業主婦世帯が936万世帯であったが、2022年には430万世帯に半減し、共働き世帯は、718万世帯から1191万世帯に増えており、年金を受給できない専業主婦のための1986年の年金改正であったが、第3号被保険者は減少し続けている。

第3号被保険者は減少しているものの、2022年3月末時点で、第3号被保険者は推定763万人という。年額保険料20万3760円に763万人を乗ずれば最大で1兆5500億円余の財源が生まれる。社会保障において、1990年には国民5.8人の負担で一人の高齢者を支えたが、2025年には2人で一人を支えるといわれている。この負担感は少子高齢化、人口減少の一因でもある。

なお、やむを得ない事情で納付できない場合は、既に第1号被保険者において免除等の優遇措置が図られている。

よって、国においては、就業調整対策が不要となり、女性の社会進出を促進することにもつながるため、第3号被保険者制度を廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

少額の減価償却資産の取扱いの簡素化を求める意見書（案）

現在、企業や個人事業主が取得した少額の減価償却資産について、その取得価格や企業の規模に応じて取扱い方法が混在している。10万円未満は全額一時損金算入、10万円以上20万円未満は一括償却資産として、10万円以上30万円未満は中小企業等であれば少額減価償却資産として全額損金処理ができるが、そうでない場合は個別に法定耐用年数に応じ減価償却する必要がある。さらに、損金算入資産と一括償却資産は償却資産税の対象外、少額減価償却資産と10万円以上の個別減価償却は償却資産税の対象となるなど、取扱いが複雑である。

また、昨今の物価高及び人件費の上昇により、企業等が購入する減価償却資産の価格も上昇している。特にDX化に伴う設備投資は、電子機器の単価のみならず周辺機器の価格や初期設定費用も含めるため、上記のような上限金額の設定により、本来必要な機能を備えた機器ではなく、上限金額に合わせて購入する機器を決めるケースも多々ある。

加えて、消費税の適格請求書等保存方式が導入され、各企業や個人事業主における経理の事務負担が増加している中、このような状況は税制度の三原則である公平・中立・簡素のうち簡素という点において実現されていないと言える。

よって、国においては、少額の減価償却資産の取扱いの簡素化を図るよう、下記の点に早急に取り組むよう、強く要望する。

記

- 1 一括償却資産の対象を30万円未満とすること
- 2 地方税収の減額分については適切な財政措置を講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

少額の減価償却資産の取扱いの簡素化等を求める意見書（案）

現在、企業や個人事業主が取得した少額の減価償却資産について、その取得価格や企業の規模に応じて取扱い方法が混在している。10万円未満は全額一時損金算入、10万円以上20万円未満は一括償却資産として、10万円以上30万円未満は中小企業等であれば少額減価償却資産として全額損金処理ができるが、そうでない場合は個別に法定耐用年数に応じ減価償却する必要がある。さらに、損金算入資産と一括償却資産は償却資産税の対象外、少額減価償却資産と10万円以上の個別減価償却は償却資産税の対象となるなど、取扱いが複雑である。

また、昨今の物価高及び人件費の上昇により、企業等が購入する減価償却資産の価格も上昇している。特にDX化に伴う設備投資は、電子機器の単価のみならず周辺機器の価格や初期設定費用も含めるため、上記のような上限金額の設定により、本来必要な機能を備えた機器ではなく、上限金額に合わせて購入する機器を決めるケースも多々ある。

加えて、消費税の適格請求書等保存方式が導入され、各企業や個人事業主における経理の事務負担が増加している中、このような状況は税制度の三原則である公平・中立・簡素のうち簡素という点において実現されていないと言える。よって、国においては、少額の減価償却資産の取扱いの簡素化等を図るよう、下記の点に早急に取り組むよう、強く要望する。

記

- 1 一括償却資産の対象を30万円未満とすること
- 2 地方税収の減額分については適切な財政措置を講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

災害時のドローン有効利用のための法整備を求める意見書(案)

近年、ドローンは機体の進化やA I を用いた映像技術の進歩に伴い、橋梁や砂防の各施設の点検、河川巡視などインフラ設備の維持管理、河川上空を利用した医薬品等の輸送、さらには自律飛行による火山活動の観測、UAV（無人航空機）レーザ計測による3次元測量など日常的に多方面で利活用され、本市においても、中山間地における医薬品の運搬、水管橋の点検などでの活用が期待されている。

そして本年1月1日に発生した能登半島地震では、道路の損壊や倒壊家屋内の被災状況の調査、土砂ダムの定期的監視、孤立集落への調査医薬品の運搬などに利用されるなど、ドローンの持つ機動性は今後の災害発生時においても大いに役立つものとなっている。

2015年9月に改正された航空法ではドローンを無人航空機として定義し、飛行禁止空域や飛行の方法がルール化され、その後、同法第132条の92に災害時における人命の捜索・救助を目的とした特例措置が設けられるなど、ドローン活用に向けた法整備もされてきているところである。

しかし、実際の能登半島地震の災害現場では、現地の状況確認など多岐にわたるニーズがある一方、そのニーズが同法第132条の92の特例措置に該当するか否かの判断に迷う事例も多くあったとされ、このままでは今後の災害時にドローンが十分に活用できない可能性がある。

よって、国においては、災害時のドローン利活用を迅速かつ有効に進めるためにも、災害時のドローン利活用を盛り込んだ法改正、もしくはユースケースの解釈を明示するガイドラインの策定などについて、措置することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

災害時のドローン有効利用のための法整備等を求める意見書(案)

近年、ドローンは機体の進化やA I を用いた映像技術の進歩に伴い、橋梁や砂防の各施設の点検、河川巡視などインフラ設備の維持管理、河川上空を利用した医薬品等の輸送、さらには自律飛行による火山活動の観測、UAV（無人航空機）レーザ計測による3次元測量など日常的に多方面で利活用され、本市においても、中山間地における医薬品の運搬、水管橋の点検などでの活用が期待されている。

そして本年1月1日に発生した能登半島地震では、道路の損壊や倒壊家屋内の被災状況の調査、土砂ダムの定期的監視、孤立集落への調査医薬品の運搬などに利用されるなど、ドローンの持つ機動性は今後の災害発生時においても大いに役立つものとなっている。

2015年9月に改正された航空法ではドローンを無人航空機として定義し、飛行禁止空域や飛行の方法がルール化され、その後、同法第132条の92に災害時における人命の捜索・救助を目的とした特例措置が設けられるなど、ドローン活用に向けた法整備もされてきているところである。

しかし、実際の能登半島地震の災害現場では、現地の状況確認など多岐にわたるニーズがある一方、そのニーズが同法第132条の92の特例措置に該当するか否かの判断に迷う事例も多くあったとされ、このままでは今後の災害時にドローンが十分に活用できない可能性がある。

よって、国においては、災害時のドローン利活用を迅速かつ有効に進めるため、利用可能なユースケースの解釈を明示するガイドラインの内容の充実などの措置を取ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

かかりつけ医の制度化を求める意見書(案)

日本の構造的課題である少子高齢化や人口減少、人生100年時代、そして疾病構造の生活習慣病へのシフトにより、予防医療や総合的な医療提供（プライマリ・ケア）が重要という声が高まっている中、現在は医療需要の3分の1が生活習慣病関連で占められている。

この生活習慣病は日常の生活習慣を改善することで予防可能な疾病であり、一人一人に寄り添ったきめ細かな健康管理を通じて、健康を維持・増進できる仕組みが必要である。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延時には、特に初期において、発熱患者等に対する外来診療体制が十分でなく、適切な医療を受けられずに症状が重篤化する事案が相次いだ。その対策として、新型コロナウイルスの蔓延で浮き彫りとなった課題を踏まえ、感染症の蔓延時であっても、患者が確実に医療にアクセスできる制度をつくることも急務となっている。

こうした課題に対応するため、かかりつけ医を制度化することが求められているが、2023年5月に成立した「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」では、かかりつけ医機能に関する情報提供の強化や報告制度の創設はうたわれているものの、かかりつけ医の公的な認定制度や登録制度の導入は実現のめどが立っていない状況にある。

よって、国においては、日常からの健康管理・相談や総合的な医療提供（プライマリ・ケア）機能を持つ、かかりつけ医を法制上に定義し、事前登録が可能な「日本版家庭医制度」を創設することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

「国の補充的指示権」を含む地方自治法改正について慎重な審議を求める意見書（案）

令和5年12月21日、第33次地方制度調査会は、岸田首相からの諮問に対して「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」を提出した。

そこには、自治体の事務処理が違法等でなくても、国民の生命、身体又は財産の保護のために必要な措置が的確かつ迅速に実施されることを確保するために、地方自治法の規定を直接の根拠として、国が閣議決定を経て自治体に対し必要な指示ができる制度（国による補充的指示権）の創設を求める内容を盛り込んだ。

それを受け、地方自治体に対して「必要な指示ができる制度(補充的指示権)」の創設を盛り込んだ地方自治法改正案を令和6年3月1日に閣議決定した。

政府は、コロナ禍において国と自治体間の調整・連携が不十分だったことを指示権の範囲を拡大する理由とするが、実際には、休校要請など、現場から遠く限定された情報しか持っていない国の判断がかえって自治体の業務や住民の生活に混乱を招いた事例もある。このような答申に基づいた地方自治法改正は、憲法の定める地方自治の本旨を否定することになり、平成12年に地方分権一括法で定められた国と地方公共団体の関係を「対等・協力」から再び「上下・主従」へと後退させることが懸念されることから、多くの国民、地方自治体関係者との十分な議論が必要である。

よって、国においては、「国の補充的指示」を含む地方自治法の改正については慎重な審議を行い、下記事項を反映するよう強く要望する。

## 記

- 1 国の補充的な指示については、事前に地方公共団体との間で十分な協議・調整等を行い、安易に行使されることのないようにするとともに、現場の実情を適切に踏まえた措置となるようにし、行使後も適切に国と地方公共団体との間で情報共有・コミュニケーションを図り、その後の検証に資すること。
- 2 国の補充的な指示は、地方自治の本旨に則り、目的達成のために必要最小限度の範囲とすること。
- 3 国の補充的な指示は、国と地方公共団体の関係の特例として位置づけ、一般ルールと明確に区別すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書（案）

内閣府の調査によると、ひきこもり状態にある人は、全国で15歳から64歳までの年齢層において約146万人、50人に1人と推計され、ひきこもりの長期化、高年齢化が進む中、80代の親と50代のひきこもりの子が孤立・困窮する「8050問題」や、親が亡くなった後の50代のひきこもりの子（以下「本人」という。）の支援等の課題が大きな社会問題となっている。

ひきこもりの原因は多様かつ複合的であることから、本人一人一人の状態・状況に応じたきめ細かで切れ目のない支援が必要であるが、現状では福祉制度のはざままで適切な支援を受けられない事例も少なくない。

NPO法人「KHJ全国ひきこもり家族会連合会」が、本年1月から3月まで会員らを対象に実施した調査では、本人の約85%、家族の約78%が「何らかのサポートが必要」と回答している。

しかし、実際に支援が継続されているのは本人約27%、家族約39%のみだったという。報道によると、当該NPO法人共同代表は、「自治体に相談しても『その先』が見えず、諦めて足を運ばなくなったのでは」と分析している。

そうした中、本年4月29日に厚生労働省は、自治体向けに「ひきこもり支援指針」の骨子を公表した。そこでは、自治体の支援は従来の就労といった「問題解決型」から「寄り添い型」への転換が求められており、2024年度中に策定する指針に具体的な支援ポイントを盛り込み、自治体の後押しをしたい考えのようである。

こうした現状を踏まえ、さらに適切な支援を進めていくためには、指針との両輪として基本法の制定が必要と考える。

よって、国においては、「本人や家族の意思を尊重し、生きがいや希望を持って自律的に暮らせること」などを基本理念とする「ひきこもり支援基本法」の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

介護保険制度の抜本的改革を求める意見書（案）

高齢者の在宅介護が困難になり、地域の崩壊にもつながる事態が起きている。訪問介護事業者の経営が悪化し、昨年は訪問介護事業者の倒産・休廃業が過去最多の427社となった。

訪問先が点在する中山間地域は移動距離が長く、ガソリンの高騰によって、特に負担が重くなっている。また、人手不足やヘルパーの高齢化も全国各地で深刻になっており、若い人がヘルパーの仕事を選べるような介護報酬に改めなければ、高齢者が暮らせなくなる。

地域を支えるヘルパーや訪問介護事業所の大切さを国がしっかりと評価して守るべきであるが、国は、軍拡に今年度から5年間で42兆円を投じる一方、訪問介護の利益率が高いとして、今年4月から訪問介護の基本報酬の引下げを強行した。身体介護の30分以上1時間未満は、現行の単位数396を改定後は387に引き下げ、生活援助の20分以上45分未満は、基本単位数183を179に引き下げた。利益率が異常に高いのは一部の大手事業者であり、地域を支えている利益率の低い中小規模の訪問介護事業所は深刻な赤字になってしまう。これでは全国各地で、在宅介護の崩壊を招くことになる。

介護報酬を引き上げても介護保険料に跳ね返らないようにするには、国費の投入しかない。

よって、国においては、国庫負担割合の引上げなどにより、介護保険を真に持続可能な制度にしていく抜本的な改革を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。